

発行:日本司法書士政治連盟

発行人:田嶋規由 編集人:安井 利国

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス :office@ns-seiren.net

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

TEL03-3359-0498 fax03-5366-5310

★ 詳細の情報は homepage をご覧ください

★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 ⇒ そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

□ 7月21日投開票の参議院選挙の比例代表における推薦候補者決定!!

5月11日に開催された当連盟の幹部会によって、下記の2候補者が満場一致にて推薦候補者として決定された。

わかさ 勝 自民党新人 (元東京地検特捜部検事 公安部長/弁護士)

魚住 裕一郎 公明党現職 (党参副会長他/弁護士)

□ 会長指名の副会長に酒井寿夫 (広島会) 及び宮前有光 (群馬会) の両氏が5月11日の幹部会によって承認される。

□ 日司連役員選挙の候補者出揃う!! (記載は届出順) ※ブロック推薦の2号理事は省略します

■会長候補 (定数1名)

- | | | |
|----------------|-------|--------------|
| ① 齋木 賢二 (東京会) | 指名副会長 | 里村 美喜夫 (札幌会) |
| ② 早川 敏夫 (埼玉会) | 指名副会長 | 田川 昭夫 (広島会) |
| ③ 島田 雄三 (兵庫県会) | 指名副会長 | 小村 勝 (東京会) |
| ④ 井上 利博 (京都会) | 指名副会長 | 北田 五十一 (大阪会) |

■副会長候補 (定数3名)

- | |
|----------------|
| ① 山内 鉄夫 (大阪会) |
| ② 長谷川 清 (滋賀県会) |
| ③ 今川 嘉典 (石川県会) |
| ④ 安藤 信明 (東京会) |
| ⑤ 酒井 寿夫 (広島会) |

■1号理事 (定数10名)

- | |
|-----------------------|
| ① 樋口 威作夫 (富山県会) |
| ② 櫻井 清 (東京会) |
| ③ 加藤 政也 (東京会) |
| ④ 峯田 文雄 (山形会) |
| ⑤ 立本 宗一 (東京会) |
| ⑥ 加藤 憲一 (福岡県会) |
| ⑦ 山本 一宏 (三重県会) |
| ⑧ 関根 和夫 (札幌会) |
| ⑨ 河合 保弘 (大阪会) |
| ⑩ 小澤 吉徳 (静岡県会) |
| ⑪ 正影 秀明 (岡山県会) ※立候補辞退 |
| ⑫ 上本 博 (大阪会) |

■監事 (定数3名)

- | |
|----------------|
| ① 神蔵 忠男 (東京会) |
| ② 早川 清人 (静岡県会) |
| ③ 西村 昭一 (大阪会) |

なお、司法書士制度が弁護士制度と共存しつつ独自の法律専門職として機能することこそが、国民のためになるとの確固たる信念の下、当連盟の酒井寿夫副会長(広島会)が日司連副会長選挙に立候補した。

立候補に先立つ5月11日に開催された当連盟の幹部会の席上、酒井寿夫副会長は上記信念を熱く語り満場一致にて当連盟の推薦決定を受けてのことである。

酒井寿夫候補のプロフィール

1948年7月15日生
日本司法書士会連合会元専務理事
広島司法書士会名誉会長
日本司法書士政治連盟副会長

□ 行政不服審査手続きの代理権を含む行政書士法の改正案が自民党の政審会議にかけられる?

議連所属議員関係者より行政不服審査手続きの代理権を含む行政書士法の改正案が、6月12日(水)11:00からの自民党の政審会議にかけられるという情報が入った。この政審会議で議員から反対意見が出ない場合には、総務会等党内手続きを経て、本通常国会上程され、成立する可能性が大とのことであります。行政書士政治連盟の強い政治力に後押しされ、参議院選挙前ということで、議員立法による法改正が現実味を帯びてきました。

この法案は、紛争に立ち入ることを予定していない職種の行政書士が広範囲の行政不服審査手続きの代理権を持つという非常に大きな問題があります。また、そもそも、行政書士は、司法書士や弁理士のような申請手続代理権は持っておらず、申請書類の作成と提出についての代理(代行)しか出来ないものであるから、その範囲を飛び越えて行政不服審査手続きの代理権を持つということには大きな矛盾があると言わざるを得ない。

急遽、日司連とともに政審会議の議員を中心に我々も陳情活動を開始するとともに、日弁連、弁政連からも隣接士業との協同による反対運動の呼びかけがあったので、社労士会、弁理士会等の各政連にも呼びかけているところである。

全国単位司政連と全国単位会合同で、自民党議員(秘書の場合には、議員本人に必ずお伝えいただく)に対し、各地元で反対の陳情活動をお願いする次第である。

平成25年(2013年)6月4日

行政書士法改正に反対する意見

日本司法書士会連合会
会長 細田 長 司

日本行政書士会連合会は、行政不服申立てに関する代理権をその業務とする旨の行政書士法改正を要望している。しかし、日本司法書士会連合会は、以下の理由から、この行政書士法の改正に強く反対する。

1. 現行の法律専門職種にそれぞれ与えられている行政不服審査手続の代理権は、それぞれの専門分野における具体的な業務の延長線上にあるもので、ひとり行政書士のみが、その枠組みを外れて、一般的な行政不服審査手続きの代理権を持つとすべき理由がない。
2. 行政不服審査手続きは、その後行政訴訟提起が必要となることがあるので、行政訴訟も視野においた対応が必要である。このことは、単に不服審査手続を知っているだけでは足りず、そこで争われる国民の権利を裁判手続の中でどのように護るかという、高度で専門的な判断と対応が求められる。行政訴訟は行政手続ではなく裁判手続であって、これまで行政書士は、他人の裁判手続に関与することができずその実績もないことから、行政手続に関する業務権限があることをもって行政不服審査手続の代理を認めるべきとする理由はないし、その必要性もない。さらに、現在まで争訟性のない事務を行ってきた行政書士には、行政不服審査制度という訴訟事件の代理権を認めるべき素地があるともいえない。
3. このような状態で、行政書士に対してのみ行政不服申立てに関する代理権を認めることは、国民に、無用な混乱を生じさせることとなりかねない。
4. よって、行政書士に行政不服申立てに関する代理権を認める行政書士法の改正に強く反対する。